

「国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）環境影響評価準備書」に対する熊本県環境影響評価審査会意見

標記準備書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[水環境]

〈地下水〉

(1) 対象事業実施区域及び周辺地域は熊本地域の地下水系の重要な涵養域であり、これらの地下水は水道水源としての利用が多い。このことから、地下水に影響を及ぼす可能性がある工事を実施する場合は、工事前後での地下水の水質及び水位に関するモニタリングを検討すること。

なお、対象事業実施区域における地下水の流向は、地表水と異なる場合があることから、文献（地下水位等高線図）により状況を把握するとともに、その内容を評価書に記載すること。

[動物・植物・生態系]

〈動物〉

- (1) 哺乳類の移動経路の設置にあたっては、行動圏や個体群の分断を回避・低減できるような配置等を検討すること。
- (2) 道路に侵入する哺乳類のロードキルが頻繁に発生した場合は、必要に応じて対策を検討すること。

〈植物〉

- (1) ミゾコウジュ、カワヂシャの移植にあたっては、熊本県下で実施された先行事例について情報収集し、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

[文化財]

〈文化財〉

- (1) 事業実施区域近傍の二子山石器製作遺跡は、史跡指定された年代が古く、指定範囲が限定的に設定されている可能性がある。このことから、史跡地の指定範囲が拡大となるおそれがないか事前に確認すること。